


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第176号）により、児童手当の所得制限の判定に係る所得の計算方法について改正が行われたこと、また、児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第232号）により、児童扶養手当についても同様の改正が行われたことから、児童育成手当について国制度に準じた改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>以下の改正を行い、平成30年6月分の手当から適用する。</p> <p>① 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の適用 所得制限の判定に係る所得の額について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の金額から当該控除額を控除することとする。</p> <p>② 寡婦（夫）控除のみなし適用 地方税法（昭和25年法律第226号）上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親の所得の額の算定において、地方税法の寡婦（夫）控除と同様の控除をすることとする。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 改正によって支給対象者が増える可能性があり、福祉の増進が図られる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。